



お知らせ

住民課環境生活グループ

からのお知らせ

生ごみ処理手数料

（生ごみ袋等）改定について

昨今、主要原材料や原油価格の高騰が続いていることから、生ごみ処理経費や袋の仕入価格の負担が増大しています。現在の手数料では、生ごみ処理事業が維持できなくなるため、手数料を次のとおり改定いたします。

また、直接搬入し破砕処理して持ち帰るもの（農業系野菜残渣）は廃止します。

区分	令和6年 5月31日まで	令和6年 6月1日から
10L 生ごみ袋 ※10枚につき	300円	550円
20L 生ごみ袋 ※10枚につき	450円	850円
処理場直接搬入 （食堂・商店等） ※10キログラムにつき	30円	55円
処理場に直接搬入し破砕処理して持ち帰るもの （農業系野菜残渣）	20円	廃止

お問い合わせ先

住民課環境生活グループ

☎ 26-9026

消防からのお知らせ

春の全道火災予防運動について

春の全道火災予防運動を4月20日（土）から4月30日（火）までの期間で実施しています。この時期は空気が乾燥しており、火災が起こりやすくなっています。火入れの際には事前に消防署へ届出を行い、消火器や水バケツを用意して火災を起こさないよう注意しましょう。

火入れ等を行う際の届出について

火災と誤解される煙又は火炎を発生するおそれのある行為（農業を営む上でやむを得ない野焼きなど）をする場合、消防署が届出を知らなければ、住民から119番通報により火災と間違えて消防隊が出動する場合があります。そのため、これらの行為を実施する者は、火災予防条例により事前に消防署に届出をする必要があります。

届出を必要とする行為

① 農業を営むためにやむを得ない野焼きをするような場合

② その他著しく煙、火炎等が出る作業をする場合等

火入れにあたっての注意事項

① 夜間の火入れは行わないこと。

② 飛び火の警戒及び残火処理（完全消火）を確実に行うこと。

③ 焼却中は消火器等消火の準備をするとともに、現場を離れないこと。

④ 付近の住民に迷惑がかからないように行うこと。

⑤ 一度に多量の焼却はしないこと。

⑥ 煙などで交通障害のおそれのある場合は、その措置を講ずること。

⑦ 気象の変化には十分に注意し、危険と思われるときは速やかに中止すること。

届出先

消防署 剣淵支署

☎ 34-2132

(FAX 34-3800)

※消防署への届出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

※届出様式は消防署 剣淵支署にお越しいただく又は土別地方消防事務組合のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス

<http://shibetsu119.com>



消防関係各種講習会及び試験

【危険物取扱試験方法】

受験申込方法

一般財団法人消防試験研究センター 北海道支部から願書を取り寄せ、申込の手続きをお願いします。

試験日程等

講習場所	試験日	申込期間 (電子・書面)	試験の種類
名寄市	6月16日(日)	4月23日(火) ～4月30日(火)	乙・丙種
旭川市	7月28日(日)	6月17日(月) ～6月24日(月)	甲・乙・丙種
名寄市	10月20日(日)	9月6日(金) ～9月13日(金)	乙・丙種
旭川市	令和7年 2月9日(日)	12月9日(月) ～12月16日(月)	甲・乙・丙種

※甲種防火管理新規講習については、広報5月号に掲載します。

お問い合わせ先

一般財団法人消防試験研究センター 北海道支部

☎ 011-205-5371



自衛隊旭川地方協力本部
からのお知らせ

自衛官募集について

	自衛官候補生(男子・女子) 令和6年5月試験
応募資格	18歳以上 33歳未満 (令和7年4月1日現在)
受付期間	受付中～令和6年4月25日(木)締切 ※5月以降の試験も随時受付けております。
試験日	令和6年5月12日(日)・13日(月) ※いずれか1日を指定できます。
会場	細部受付時にお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の状況次第で日程または会場を変更する場合があります。

◇お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所
☎01654-2-3921
〒096-0011
名寄市西1条南9丁目45

名寄税務署からのお知らせ

確定申告が間違っていたとき

申告を忘れていたとき

確定申告を提出した後に、計算誤りなど、申告内容に誤りがあることに気づいた場合は、申告内容を訂正することができます。

また、確定申告をしなければならぬのに、申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

税額を多く申告していたことや純損失等の金額を少なく申告していたことに気づいたときは、「更生の請求書」を提出して正しい税額や純損失等の金額への訂正を求めることができます。

請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。

※税の種類によって法定申告期限が設けられています。詳しくは、所管の税務署へご相談ください。

税額を少なく申告していたとき

税額を少なく申告していたことに気づいたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正する

必要があります。修正申告書は税務署長から更生を受けるまでは提出可能ですが、なるべく早く申告してください。

新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに、延滞税と併せて納めてください。

修正申告によって新たに納付することとなった税額を納めるときは、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

なお、修正をする場合や、税務署長が更生を行う場合は、加算税が賦課される場合があります。

申告を忘れていたとき

確定申告を忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにも関わらず、申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額の決定を行う場合があります。

なお、税務署長が決定を行う場合や申告期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があります。ほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

手続きにあたって

確定申告書や修正申告書、更生の請求書は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで作成できます。このほか、ご不明な点がございましたら、国税庁のホームページをご覧ください。

◇お問い合わせ先

名寄税務署総務課
☎01654-4-1009

次のうごきは、2月16日から3月15日までに届け出のあったものです。



おくやみ

西町 山下 孝子さん(94歳)
元町 古川 キミさん(96歳)



感謝の窓

☆ 次の方から社会福祉協議会にご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

【生前のご厚志に感謝して】

3万円 西町 山下 淳様
5万円 元町 平間 義美様